

日米地位協定の前身「行政協定」草案で

米軍の基地外訓練規制検討していった

米軍の特権を定めた日米地位協定の前身である日米行政協定をめぐり、「駐在地区」外での訓練や移動など、日本側が米軍の行動を規制する権限を持つよう検討していったことが、外務省が一〇〇〇年12月に作成した文書から判明しました。

高空飛行訓練をはじめとする日本側の行政協定草案した基礎外での訓練が激化したため、都内外に深刻な被害をもたらしていますが、現在の文書は、米軍が区域外で地位協定では提供区域外の訓練を行つ場合、「面接や訓練についての規定はない」とあります。日本側の行政協定草案では、あらかじめ日本政府と協議しなければならない条約の目的達成のため、「区域外での訓練ではない場合は、区域外への出入りや駐在地区への移動を伴う訓練は、区域外での訓練ではない」とあります。第三回より駐在地区外の地域も駐在地区同様に無理別に攻撃される可能性が増す理由について、文書は「あらかじめ日本政府に対して、加えて日本国に不利だから」としています。現在の地位協定では、基地間移動だけで区域外への訓練ではないと明記されています。これで、区域外への移動をする際、「区域外への訓練ではない」として路線を示しました。

元位委員長が見解

現状は野放し

日米共産党の志位和夫委員長は、「行政協定は、行政協定は上級協定として、NATO（北大西洋条約機構）の地位協定は、最初は、戦勝国同士の協定として、その後、改訂され、改訂された後、紹介していくべきあります。」と述べました。

志位委員長は、「行政協定の内

容が、基地機や用兵裁判権放棄などの協約などになり、現

在の日米地位協定とのま

で、対等性が確保されていますが、日本の場合は上級体制がありません。」

志位委員長は、「行政協定の継続という立場による問題にいたる過程で、いわばなん

でもこれはほんとうに、

考えた米軍の特権を、異議と

考えた現在の政権の対米從

由勝手・無制限な基地の使

用の異常行為、この文書は明

らかにしたところでした。

そのほか、

外務省作成の文書「駐在地区に関する技術的問題」、「駐在地区外の訓練規制について」、「面接や出港、使用問題について」、「日米協定の問題を求めて」

- 1. 合衆国軍隊がその駐在地区外の区域において訓練又は演習を行う必要がある場合には、合衆国は、右の区域の面積及び位置並びにその使用期間について、あらかじめ日本政府と面談しなければならない。
- 2. 合衆国は、右の区域において行動するには、公使の承認を得なければならない。
- 3. 合衆国は、右の区域の面積及び位置並びにその使用期間について、あらかじめ日本政府と面談しなければならない。

経緯明らかにし植民地的状態解消を

の運動を行なう。当該の運動が許可を受けています。

日米行政協定をめぐっては、52年1月29日から正式な交渉が始まりました。しかし、わざわざ一方員の交渉で締結し、国会承認さえ行

われず、4月28日に発効

な交渉が始まりました。

かく、わざわざ一方員の交渉で締結し、国会承認さえ行

われず、4月28日に発効